

大和市物品取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第16号

大和市物品取扱規則の一部を改正する規則

大和市物品取扱規則（昭和41年大和市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、事業管理課長」を削る。

第4条の見出しを「（物品出納員）」に改め、同条第1項を次のように改める。

会計管理者の権限に属する物品会計事務を補助させるため、物品出納員を置く。

第4条第3項中「物品の出納保管の」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第170条第2項第4号に掲げる」に改める。

第7条第1項中「（昭和22年法律第67号）」を削る。

第23条第1項中「物品を使用する」を「物品（消耗品を除く。以下この条において同じ。）を使用する」に、「物品を亡失又はき損した」を「当該物品を亡失し、又は毀損した」に改め、同条第2項中「物品主管の長」を「前項の規定による報告を受けた物品主管の長」に、「備品を亡失又はき損した」を「亡失し、又は毀損した物品が備品である」に改め、「回付し」の次に「、用度主管の課長は、これを会計管理者に回付し」を加える。

第25条の見出し中「及び帳簿」を削り、同条第1項及び第2項を次のように改める。

物品主管の長は、所管の課等の物品の管理事務及び物品の使用状況について、年度ごとに1回以上検査しなければならない。

2 物品主管の長は、所属の職員のうちから立会人を指定し、検査するものとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。